

LGBT差別の解消に向けた速やかな法整備を求める意見書

性的少数者をめぐるLGBTに関する法の整備について、野党各党がLGBT差別の解消を進める法案を2016年に国会に提出して実現を求める一方で、自民党も理解を促進させる法案の提出を準備してきた。

令和3年通常国会では、超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」で、自民党などが示してきた「性的少数者に対する国民の理解促進へ基本計画策定を政府に義務付ける」法案を骨格とし、「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されない」との文言を盛り込むことで了承された。

LGBTに関する差別は許されないと明記された法案について、超党派での共同提案が模索されてきたが、6月16日に閉会した令和3年通常国会では、LGBTに関する法案の提出が行われなかった。

LGBT当事者は謂れのない差別と偏見に苦しんでおり、日常生活においても、様々な困難に直面している。

すべての国民は性的指向または性自認に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるべきであり、差別は許されるものではない。

また、世界では80カ国で性的少数者に関する差別を禁止する法律が整備されており、性的指向や性自認によらず基本的人権が保障されるのは、国際的に当たり前のこととなっている。

よって、国におかれては、LGBT差別の解消に向けた法の整備を速やかに行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月 日

京都府宇治市議会議長 堀 明 人

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
内閣官房長官	加藤勝信様
内閣府特命担当大臣	丸川珠代様

(男女共同参画)